

付録 13 再生骨材の品質

舗装再生便覧より アスファルトコンクリート再生骨材の品質

旧アスファルトの含有量	%	3.8 以上
旧アスファルト の性状	針入度	1/10mm
	圧裂係数	MP a/mm
骨材の微粒分量	%	5 以下

[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。

[注2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～13mm, 13～5mm, 5～0mmの3種類の粒度や20～13mm, 13～0mmの2種類の粒度にふるい分けられているが、本表に示される規格は、13～0mmの粒度区分のものに適用する。

[注3] アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。また、13～0mmあるいは13～5mm, 5～0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。

[注4] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量および75 μ mを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。

[注5] 骨材の微粒分量は「JISA 1103 :2003 骨材の微粒分量試験方法」により求める。

[注6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材と調整して使用することが望ましい。

[注7] 旧アスファルトの性状は、針入度または圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよし。

再生路盤材料の素材として用いる場合のセメントコンクリート再生骨材の品質

項 目	目 標 値
すり減り減量	%
	50 以下

[注1] すり減り減量の試験は、粒径が13～5mmの骨材を用いて行う。

[注2] 安定性試験について省略したのは、そこに含まれる材料については既に一度材料規格試験が行われていることからこれらの性状については問題ないと判断されるからである。